



まちの将来像の実現

まちの将来像を実現するために、3つの「基本目標」を示します。基本目標の達成に向け、それぞれが連携強化を図り、市民と協働して施策の推進に取り組みます。



第2次橋本市長期総合計画を策定しました

この計画は、平成30年度から始まる10年間のまちづくりの指針となります。

まちづくりの基本的な考え方となる基本理念と、目指すまちの将来像の実現に向けたまちづくりの基本目標、施策を展開していく上での方向性などを定め、市民と行政の共有の指針となるよう作成したものです。

【政策企画室】

基本構想

計画策定の趣旨

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などにより、さらなる重点的、効果的な行政運営が求められる中、本市が将来に向かって持続的に発展していくためには、長期的な視点に立った行政運営と、市民と行政の協働によるまちづくりが必要です。そのため、目指すべき新たな将来都市像を共有することが重要となります。

まちづくりの5つの基本理念

- ◆ ふるさとを大切に、一人ひとりが輝き、互いの人権を尊重しあう、優しさ・あたたかさのあるまちをめざします
- ◆ 地域資源をいかした、活力ある産業と多様な経済活動を生み出すまちをめざします
- ◆ 緑豊かで美しい自然をいかし、優れた生活環境があるまちをめざします
- ◆ 安全・安心な暮らしをつくり、子どもから高齢者までともに助け合い、いきいきと暮らせるまちをめざします
- ◆ 充実した教育・学習機会があり、伝承と創造の精神と豊かな資質を持つ、次代につながる人材と文化が育つまちをめざします

まちの将来像



人輝き あたたかさ湧きでる
みんなで創造する元気なまち 橋本

右のとおり将来像を定めます。紀の川を代表とする豊かな自然と伝統ある文化に育まれたふるさとを大切に、誰もが生きがいや夢の実現を目指して未来へ羽ばたくとともに、互いを思いやる優しさあたたかさが湧きあふれ、賑わいと活力がある「元気なまち」を、みんなで創り出していくことを目指します。

行政推進の基本方針

3つの基本目標に掲げるさまざまな取組みを着実に進め、まちの将来像を実現するために、次の3点を「行政推進の基本方針」として定めます。

基本方針1 協働によるまちづくり

市民と行政が協働してさまざまな問題に取り組むことが重要となることから、市や地域の課題と、進むべき方向性を共有します。そのためには、市民と双方向での情報交流ができるように、情報共有に努めます。さらに、市民と行政がそれぞれの役割を認識しながら、市民が多様な分野におけるまちづくり活動に主体的に参画できる環境づくりに取り組みます。

基本方針2 多様な連携の推進

大規模災害や救急医療などの緊急時における危機管理の対応などの広域的な課題に対しては、周辺自治体や民間事業者などと連携し、共通の課題の解決を図ります。

また、交通、観光交流、生涯学習、文化芸術など広域的な連携により事業効果が増幅される施策に関しては、周辺自治体や民間事業者などと積極的に連携し、地域の活性化や市民の利便性向上などに取り組みます。

基本方針3 持続可能な行政運営

生産年齢人口の減少による市税収入の低減、高齢化などに伴う社会保障関係費の増加、公共施設の維持に係る支出の拡大などが想定される中で、施策の選択と集中により必要性が高く投資効果が見込まれる施策を重点的に推進するなど、財源を効率的・効果的に活用することで、持続可能なまちづくりを目指します。

また、限られた人的資源を有効に活用しながら、効率的に行政サービスを提供していくため、社会情勢の変化に対応できる組織体制を構築するとともに、職員的能力と意欲の向上に取り組めます。